

緊急事態宣言発令に伴う登園自粛等のお願い

平素より、園運営につきまして、多大なご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日付けで、全ての都道府県が5月6日を期限として緊急事態宣言の対象区域に指定されました。感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の提言に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわれることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととしています。つきましては、当園も次のような対応を行います。大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1 感染症拡大防止のための登園自粛要請期間

令和2年4月21日（火）～令和2年5月6日（水）

※状況により、期間の延長をお願いする場合があります。その際は改めて通知します。

2 登園及び保育時間

家庭で保育が可能な場合は、登園を自粛してください。

仕事等により、やむを得ず保育を必要とするお子様は、受け入れを行います。

開園は、7時30分～18時30分

この間の、各ご家庭ご事情に合わせた必要最小限の時間でお預かりさせていただきます。

3 バス運行、給食に関して

通園バスの運行は行いません。登園される場合は、各ご家庭で送迎をお願いします。

給食は提供いたしますが、予定の献立は変更する場合があります。

4 保育に関して

職員の勤務体制及び保育内容に関しても、緊急措置に対応したものとさせていただきますことをご了解下さい。

5 課外授業に関して

ピアノ教室、算数教室、放課後サッカー等の課外活動は、登園自粛期間は中止とします。

その期間中の月謝については、回数割といたします。

6 自粛期間中の給食費、預かり保育利用料等について

月額徴収している給食費に関しては、自粛期間に基づき日割り計算を行います。預かり保育利用料は、通常通り利用回数により徴収いたします。

7 登園降園チェックに関して

登降園時は、玄関等にてQRコードでのチェックを行います。欠席連絡はおりません。